



発行 新潟県

第 101 号

平成30年12月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 55 新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）

告 示

- 1376 産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
 1377 指定管理者の指定（障害福祉課）
 1378 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
 1379 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1380 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1381 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1382 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1383 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1384 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1385 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1386 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1387 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1388 遊漁規則の変更認可（水産課）
 1389 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
 1390 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
 1391 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
 1392 道路の区域変更（道路管理課）
 1393 道路の供用開始（道路管理課）
 1394 道路の区域変更（道路管理課）
 1395 道路の供用開始（道路管理課）
 1396 道路の区域変更（道路管理課）
 1397 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
 1398 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1399 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1400 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1401 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1402 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1403 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 1404 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1405 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1406 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1407 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1408 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1409 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1410 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 1411 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）

- 1412 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1413 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1414 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1415 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1416 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1417 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1418 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1419 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1420 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1421 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1422 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 1423 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 1424 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 1425 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 1426 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 1427 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1428 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1429 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1430 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1431 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 1432 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 1433 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 1434 指定管理者の指定 (都市整備課)
- 1435 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)
- 1436 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定取消 (出納局管理課)

公 告

- 決算の公表 (財政課)
- 特定調達契約の落札者等 (基幹病院整備室)
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表 (水産課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 特定調達契約の落札者等 (病院局経営企画課)
- 特定調達契約の落札者等 (病院局経営企画課)

教育委員会告示

- 13 指定管理者の指定 (文化行政課)
- 14 指定管理者の指定 (文化行政課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 2 水産動植物の採捕禁止 (新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 3 かが漁業の制限 (佐渡海区漁業調整委員会)

内水面漁場管理委員会公告

- 第五種共同漁業権に基づく平成31年増殖計画 (内水面漁場管理委員会)

公安委員会告示

- 153 技能検定員審査の実施 (運転免許センター)
- 154 教習指導員審査の実施 (運転免許センター)

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第55号

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出等)</p> <p>第11条の8 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による変更の届出の様式は、別記第14号様式の8とする。</p> <p>2 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別記第14号様式の9とする。</p> <p>第14号様式の8 (第11条の8関係) 変更届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法第21条の5の20第3項(第24条の13第3項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>運営規程</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第14号様式の9 (第11条の8関係) 再開・廃止・休止届</p>	(略)		変更事項	変更の内容	(略)		6	登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(略)		10	運営規程	(略)		(略)		<p>(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出等)</p> <p>第11条の8 法第21条の5の20第1項及び第24条の13の規定による変更の届出の様式は、別記第14号様式の8とする。</p> <p>2 法第21条の5の20第1項の規定による事業の再開又は同条第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別記第14号様式の9とする。</p> <p>第14号様式の8 (第11条の8関係) 変更届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法第21条の5の20第1項(第24条の13)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>定款、寄附行為等及びその 登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>運営規程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>障害児通所給付費等の請求に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>役員の氏名、生年月日又は住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第14号様式の9 (第11条の8関係) 再開・廃止・休止届</p>	(略)		変更事項	変更の内容	(略)		6	定款、寄附行為等及びその 登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(略)		10	運営規程	11	障害児通所給付費等の請求に関する事項	12	役員の氏名、生年月日又は住所	(略)		(略)	
(略)																																					
変更事項	変更の内容																																				
(略)																																					
6	登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)																																				
(略)																																					
10	運営規程																																				
(略)																																					
(略)																																					
(略)																																					
変更事項	変更の内容																																				
(略)																																					
6	定款、寄附行為等及びその 登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)																																				
(略)																																					
10	運営規程																																				
11	障害児通所給付費等の請求に関する事項																																				
12	役員の氏名、生年月日又は住所																																				
(略)																																					
(略)																																					

(略) 下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、児童福祉法第21条の5の20第3項(第4項)の規定により、届け出ます。 (略)	(略) 下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、児童福祉法第21条の5の20第1項(第2項)の規定により、届け出ます。 (略)
---	---

(新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																												
第2号様式(第3条関係) 変更届出書 (略)	第2号様式(第3条関係) 変更届出書 (略)																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">6</td> <td style="border: 2px solid black;"> 登記事項証明書又は条例等(就労継続支援A型の事業を行う者にとっては、定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等)(当該指定に係る事業に関するものに限る。) </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">16</td> <td style="border: 2px solid black;"> 提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(略)		変更事項	変更の内容	(略)		6	登記事項証明書又は条例等(就労継続支援A型の事業を行う者にとっては、定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等)(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(略)		16	提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称	(略)		(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">6</td> <td style="border: 2px solid black;"> 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">16</td> <td style="border: 2px solid black;"> 提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">17</td> <td style="border: 2px solid black;"> 介護給付費等の請求に関する事項 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">18</td> <td style="border: 2px solid black;"> 役員の氏名、生年月日又は住所 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(略)		変更事項	変更の内容	(略)		6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(略)		16	提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称	(略)		17	介護給付費等の請求に関する事項	(略)		18	役員の氏名、生年月日又は住所	(略)		(略)	
(略)																																													
(略)																																													
変更事項	変更の内容																																												
(略)																																													
6	登記事項証明書又は条例等(就労継続支援A型の事業を行う者にとっては、定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等)(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																																												
(略)																																													
16	提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称																																												
(略)																																													
(略)																																													
(略)																																													
(略)																																													
変更事項	変更の内容																																												
(略)																																													
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																																												
(略)																																													
16	提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称																																												
(略)																																													
17	介護給付費等の請求に関する事項																																												
(略)																																													
18	役員の氏名、生年月日又は住所																																												
(略)																																													
(略)																																													

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1376号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 新潟県長岡市喜多町1078番地1
 中越環境開発株式会社
 代表取締役 酒井 栄一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

新潟県柏崎市大字東長鳥字泥亦甲1698番外75筆地内

3 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ、ハに規定する安定型、管理型産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

管理型：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん、廃石綿等（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

安定型：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

5 申請年月日

平成30年11月26日

6 縦覧場所

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

7 縦覧期間

告示の日から1月間

8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

産業廃棄物係

◎新潟県告示第1377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県視覚障害者情報センター

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区山二ツ531番1

(福)豊潤舎・(福)県身連・(福)県視障協・県障スポ協グループ

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定年月日

平成30年12月21日

◎新潟県告示第1378号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	21者	下山田浦白1485番2ほか173筆 31.9ha
関川村	2者	蛇喰669番2ほか18筆 2.6ha
新発田市	31者	宮古木上島137番ほか1,990筆 183.3ha
阿賀野市	11者	小浮坂ノ下906番ほか116筆 13.0ha
胎内市	9者	築地地下館4686番1ほか63筆 12.8ha

聖籠町	69者	諏訪山苔沼2244番1ほか1, 135筆 95.4ha
新潟市	117者	北区浦木西割1724番2ほか2, 230筆 266.7ha
五泉市	2者	中川新上ノ平5782番ほか27筆 4.2ha
三条市	14者	井栗道田丙902番ほか83筆 16.8ha
燕市	5者	吉田本所藤島1676番ほか37筆 4.4ha
田上町	1者	吉田新田119番ほか3筆 1.6ha
弥彦村	4者	村山堤下531番ほか7筆 0.7ha
長岡市	64者	大荒戸町前田588番ほか852筆 84.7ha
小千谷市	7者	三仏生5540番ほか47筆 6.6ha
魚沼市	3者	須原横渡り4778番2ほか17筆 1.6ha
南魚沼市	1者	中川坊村38番1ほか4筆 0.6ha
十日町市	5者	馬場乙1873番ほか25筆 3.1ha
柏崎市	30者	中田関野2045番ほか388筆 32.5ha
上越市	37者	駒林1782番ほか285筆 48.5ha
糸魚川市	7者	大平ササクラ7699番ほか276筆 9.7ha
佐渡市	15者	貝塚中尾403番1ほか58筆 8.4ha
合計	455者	7,855筆 829.3ha

2 認可年月日
平成30年12月27日

◎新潟県告示第1379号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
三面川鮭産漁業協同組合
村上市若葉町15番1号
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前		
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、 <u>消費税を加算した額とする。</u> ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学校生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、事項ただし書に規定する方法により納付するときは、 <u>2,000円（税抜）</u> を加算した額とする。			(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学校生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、事項ただし書に規定する方法により納付するときは、 <u>2,000円</u> を加算した額とする。		
(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合			(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合		
魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税抜)</u>	魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税込)</u>
あゆ	(略)	1日 2,000円	あゆ	(略)	1日 2,000円
		1年 <u>10,000円</u>			1年 <u>10,800円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、</u>

うぐい、こ い、ふな、 わかさぎ、 いwana、や まめ	(略)	1日 1,500円 1年 5,000円	うぐい、こ い、ふな、 わかさぎ、 いwana、や まめ	(略)	10,500円とする) 1日 1,500円 1年 5,400円 (年券のみ平成26年 3月31日までは、 5,250円とする)
さくらます	(略)	1年 19,000円	さくらます	(略)	1年 20,000円
<p>附 則</p> <p>1. この遊漁規則の変更は、新潟県知事の認可を受けた日より施行する。</p> <p>(平成30年12月19日 認可)</p>					

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1380号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
東蒲原郡漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町両郷555
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1381号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
松浜内水面漁業協同組合
新潟市北区松浜7丁目3641番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1382号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
新潟市大形地区漁業協同組合
新潟市東区津島屋3丁目48番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日
-

◎新潟県告示第1383号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
濁川漁業協同組合
新潟市北区濁川619-3
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日
-

◎新潟県告示第1384号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
阿賀野川漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町石間3881-4
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日
-

◎新潟県告示第1385号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合
三条市高岡651
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条(3)期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第9条表中の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1387号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容
次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
-----	-----

(遊漁期間)
第4条 (略)

ア 魚種	イ 遊漁期間
(略)	(略)
かじか漁業	1月1日から12月31日まで(但し、4月10日から <u>4月20日迄</u> の期間を除く)

(遊漁期間)
第4条 (略)

ア 魚種	イ 遊漁期間
(略)	(略)
かじか漁業	1月1日から12月31日まで(但し、4月10日から <u>5月10日迄</u> の期間を除く)

(遊漁料の額及び納付の方法)
第7条 (略)

遊漁券の種類	魚種	漁具、漁法	(略)
A	(略)	竿釣	(略)
B	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕</u>	(略)
C	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕</u>	(略)
E	(略)	竿釣	(略)
F	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕</u>	(略)
G	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕</u>	(略)

(遊漁料の額及び納付の方法)
第7条 (略)

遊漁券の種類	魚種	漁具、漁法	(略)
A	(略)	竿釣	(略)
B	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>ヤス(かじかに限る)</u>	(略)
C	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>ヤス(かじかに限る)</u>	(略)
E	(略)	竿釣	(略)
F	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>ヤス(かじかに限る)</u>	(略)
G	(略)	竿釣(1人3本以内) <u>ヤス(かじかに限る)</u>	(略)

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小、中学生	無料
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料
肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1

小、中学生	無料
肢体不自由者(4級以上)	第1項に規定する額の2分の1

3 (略)

3 (略)

(釣堀的漁場)
第9条 (略)

(略)	開設の期間	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)

(釣堀的漁場)
第9条 (略)

(略)	開設の期間	(略)
(略)	平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	(略)
(略)	平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	(略)
(略)	平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1388号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市大字須沢2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)

第8条ウ開設の期間の「平成30年1月1日から平成30年12月31日まで」を「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日

◎新潟県告示第1389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 退 任
理事 糸魚川市寺島1丁目8番7号 加藤 久雄
退任年月日 平成30年12月5日

◎新潟県告示第1390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を平成30年12月20日認可した。

平成30年12月28日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成30年12月20日認可した。

平成30年12月28日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中条乙線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市高野字上輪戸777番2から	新	6.8～8.7メートル	475.4メートル

同市高野字塚ノ腰1855番3まで	旧	6.7~7.3メートル	475.4メートル
------------------	---	-------------	-----------

◎新潟県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 中条乙線
- 2 供用開始の区間
胎内市高野字上輪戸777番2から同市高野字塚ノ腰1855番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月28日

◎新潟県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五泉停車場石曾根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市木越字町甲3477番1から	新	4.1~6.5メートル	57.2メートル
同市木越字町甲3478番まで	旧	4.1~6.5メートル	57.2メートル

◎新潟県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 五泉停車場石曾根線
- 2 供用開始の区間
五泉市木越字町甲3477番1から同市木越字町甲3478番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月28日

◎新潟県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市水戸野字屋敷添52番3から	新	9.4～15.4メートル	163.9メートル
同市暮坪字川原394番7まで	旧	9.8～15.4メートル	163.9メートル

◎新潟県告示第1397号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県佐渡地域振興局長

1 河川の名称

二級河川羽茂川水系羽茂川

2 河川管理施設の名称または種類

羽茂川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

佐渡市羽茂大崎1341番地先から同5792番地1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟県佐渡地域振興局長 小林 敬

住所 佐渡市相川二丁目浜町20番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成30年12月6日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月29日新潟県告示第446号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本明町地区	見附市明晶町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1399号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1161号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1400号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年1月28日新潟県告示第98号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第936号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
増沢地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第370号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年10月21日新潟県告示第1110号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月29日新潟県告示第447号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本明町地区	見附市明晶町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年3月17日新潟県告示第350号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田井川二(6)地区	見附市田井町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年7月18日新潟県告示第1120号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鷺巣町(2)地区	長岡市鷺巣町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1162号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年2月25日新潟県告示第220号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間内平(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成26年1月28日新潟県告示第99号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成27年3月27日新潟県告示第534号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東谷(4)地区	長岡市東谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山宿地区	長岡市東谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成28年8月26日新潟県告示第916号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯塚地区	長岡市飯塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成23年6月24日新潟県告示第937号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
増沢地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成27年9月1日新潟県告示第1182号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大野原地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成24年6月26日新潟県告示第825号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成24年10月23日新潟県告示第1273号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩松平地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成29年6月6日新潟県告示第719号)の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原町3丁目地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目(2)地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾大町地区	長岡市栃尾大町、栃尾表町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾山田町(1)地区	長岡市栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年2月28日新潟県告示第196号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊袋(5)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲葉地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年11月21日新潟県告示第1773号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上岩井地区	長岡市上岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第371号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中沢地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七十刈(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年4月27日新潟県告示第654号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西河内東地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年10月21日新潟県告示第1111号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

梅田東地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内東地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本明町地区	見附市明晶町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1423号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本明町地区	見附市明晶町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田井川二(6)地区	見附市田井町	次の図のとおり	土石流
鷺巣町(2)地区	長岡市鷺巣町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東谷(4)地区	長岡市東谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山宿地区	長岡市東谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯塚地区	長岡市飯塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野原地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩松平地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町3丁目地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目(2)地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(5)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾大町地区	長岡市栃尾大町、栃尾表町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾山田町(1)地区	長岡市栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上岩井地区	長岡市上岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西河内東地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七十刈(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲葉地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田東地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内東地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成27年3月27日新潟県告示第533号)を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

渡部(4)地区	燕市渡部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第241号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年1月12日新潟県告示第79号）を次のとおり解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第534号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国上Ⅲ－3地区	燕市国上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡部(4)地区	燕市渡部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第1428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年10月30日新潟県告示第1379号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
成沢地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年1月12日新潟県告示第80号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
籠場団地(1)地区	三条市籠場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布地区	三条市東大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉田地区	三条市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年7月22日新潟県告示第828号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駒込下地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第242号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡部(4)地区	燕市渡部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国上Ⅲ－3地区	燕市国上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡部(4)地区	燕市渡部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
箆場団地(1)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布地区	三条市東大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉田地区	三条市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込下地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1434号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立大潟水と森公園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎58番地
公益財団法人新潟県都市緑花センター
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成30年12月21日

◎新潟県告示第1435号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 2 指定の年月日
平成30年12月17日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
佐渡市河原田諏訪町字海方127番6の内、 127番7の内、127番8の内、127番9の内、 127番10の内、127番11の内、127番12の内、 127番13の内	4.50	21.00

◎新潟県告示第1436号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定売りさばき人の名称
株式会社スタッフサイトウ
- 2 取り消し年月日
平成30年12月31日

公 告**決算の公表について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成29年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び平成29年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 平成29年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

平成29年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	265,518,000,000	265,665,454,063	147,454,063
第1項 県民税	81,892,000,000	81,990,343,256	98,343,256
第2項 事業税	57,108,000,000	57,128,724,632	20,724,632
第3項 地方消費税	56,044,000,000	56,044,375,903	375,903
第4項 不動産取得税	5,316,000,000	5,329,839,511	13,839,511
第5項 県たばこ税	2,387,000,000	2,387,616,697	616,697
第6項 ゴルフ場利用税	543,000,000	542,908,850	△ 91,150
第7項 自動車取得税	3,580,000,000	3,580,216,800	216,800
第8項 軽油引取税	23,511,000,000	23,516,014,100	5,014,100
第9項 自動車税	31,723,000,000	31,731,803,119	8,803,119
第10項 鉱区税	48,000,000	48,275,000	275,000
第11項 狩猟税	13,000,000	12,684,200	△ 315,800
第12項 核燃料税	3,210,000,000	3,209,844,000	△ 156,000
第13項 産業廃棄物税	143,000,000	142,807,995	△ 192,005
第14項 旧法による税			
第2款 地方消費税清算金	80,648,740,000	80,648,740,407	407
第1項 地方消費税清算金	80,648,740,000	80,648,740,407	407
第3款 地方譲与税	38,086,227,000	38,086,227,000	
第1項 地方法人特別譲与税	33,529,843,000	33,529,843,000	
第2項 地方揮発油譲与税	4,298,947,000	4,298,947,000	
第3項 石油ガス譲与税	254,523,000	254,523,000	
第4項 航空機燃料譲与税	2,914,000	2,914,000	
第4款 地方特例交付金	699,456,000	699,456,000	
第1項 地方特例交付金	699,456,000	699,456,000	
第5款 地方交付税	251,179,159,000	251,179,159,000	
第1項 地方交付税	251,179,159,000	251,179,159,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	456,731,000	456,731,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	456,731,000	456,731,000	
第7款 分担金及び負担金	8,456,771,000	5,545,119,801	△ 2,911,651,199
第1項 分担金	2,937,229,000	1,668,805,804	△ 1,268,423,196
第2項 負担金	5,519,542,000	3,876,313,997	△ 1,643,228,003
第8款 使用料及び手数料	15,340,157,000	15,263,037,568	△ 77,119,432
第1項 使用料	11,704,947,000	11,704,749,502	△ 197,498
第2項 手数料	3,635,210,000	3,558,288,066	△ 76,921,934
第9款 国庫支出金	194,258,444,000	141,919,134,697	△ 52,339,309,303
第1項 国庫負担金	29,693,396,000	29,805,965,284	112,569,284
第2項 国庫補助金	161,778,486,000	109,521,941,563	△ 52,256,544,437
第3項 委託金	2,786,562,000	2,591,227,850	△ 195,334,150
第10款 財産収入	2,024,412,000	2,029,382,199	4,970,199
第1項 財産運用収入	622,456,000	622,476,069	20,069
第2項 財産売却収入	1,401,956,000	1,406,906,130	4,950,130
第11款 寄附金	3,066,023,000	3,066,213,190	190,190
第1項 寄附金	3,066,023,000	3,066,213,190	190,190
第12款 繰入金	16,739,789,000	15,523,279,119	△ 1,216,509,881
第1項 特別会計繰入金	1,754,185,000	1,653,083,947	△ 101,101,053
第2項 基金繰入金	14,985,604,000	13,870,195,172	△ 1,115,408,828
第13款 諸収入	69,304,498,000	66,236,464,574	△ 3,068,033,426
第1項 延滞金加算金及び過料等	237,998,000	249,450,538	11,452,538
第2項 利子収入	8,813,000	8,814,921	1,921
第3項 公営企業貸付金収入	14,930,110,000	14,930,110,000	
第4項 貸付金収入	36,608,466,000	36,627,013,652	18,547,652
第5項 受託事業収入	7,958,837,000	4,449,930,261	△ 3,508,906,739
第6項 収益事業収入	2,608,193,000	3,206,040,303	597,847,303
第7項 利子割精算金収入	3,000	3,346	346
第8項 雑入	6,952,078,000	6,765,101,553	△ 186,976,447
第14款 県債	305,673,000,000	279,708,000,000	△ 25,965,000,000
第1項 県債	305,673,000,000	279,708,000,000	△ 25,965,000,000
第15款 繰越金	32,682,083,000	32,682,082,822	△ 178
第1項 繰越金	32,682,083,000	32,682,082,822	△ 178
歳入合計	1,284,133,490,000	1,198,708,481,440	△ 85,425,008,560

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,382,738,000	1,372,272,058		10,465,942
第1項 議会費	1,382,738,000	1,372,272,058		10,465,942
第2款 総務費	33,249,997,000	32,346,250,944	339,242,000	564,504,056
第1項 政策費	4,241,910,000	4,071,270,379	115,841,000	54,798,621
第2項 総務管理費	18,665,684,000	18,032,580,898	223,401,000	409,702,102
第3項 統計調査費	481,548,000	466,695,429		14,852,571
第4項 徴税費	7,135,170,000	7,092,920,594		42,249,406
第5項 市町村振興費	1,110,799,000	1,106,244,256		4,554,744
第6項 選挙費	1,213,159,000	1,178,082,186		35,076,814
第7項 人事委員会費	146,811,000	144,741,254		2,069,746
第8項 監査委員費	254,916,000	253,715,948		1,200,052
第3款 県民生活・環境費	8,538,054,000	8,108,573,826	30,000,000	399,480,174
第1項 県民生活管理費	2,290,099,725	2,236,287,992		53,811,733
第2項 防災費	3,632,045,000	3,339,533,937	30,000,000	262,511,063
第3項 環境企画費	511,360,610	496,775,513		14,585,097
第4項 環境対策費	317,527,000	294,882,693		22,644,307
第5項 廃棄物対策費	1,787,021,665	1,741,093,691		45,927,974
第4款 福祉保健費	166,181,645,000	163,115,405,205	2,254,475,000	811,764,795
第1項 福祉保健費	24,313,387,478	24,016,425,782	200,213,000	96,748,696
第2項 国保・福祉指導費	46,990,063,000	46,982,462,335		7,600,665
第3項 医務薬事費	4,717,720,560	4,476,695,675	105,410,000	135,614,885
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,579,212,000	1,466,159,395		113,052,605
第5項 高齢福祉保健費	39,687,177,962	38,274,918,436	1,380,703,000	31,556,526
第6項 健康対策費	5,792,640,000	5,724,232,880		68,407,120
第7項 生活衛生費	3,203,797,000	2,932,671,495	150,919,000	120,206,505
第8項 障害福祉費	21,036,422,000	20,522,963,603	415,992,000	97,466,397
第9項 児童家庭費	2,403,502,000	2,368,994,176		34,507,824
第10項 少子化対策費	16,457,723,000	16,349,881,428	1,238,000	106,603,572
第5款 労働費	2,445,128,000	2,150,759,536	5,400,000	288,968,464
第1項 労働委員会費	129,034,000	127,809,095		1,224,905
第2項 労政雇用費	454,020,000	353,861,963		100,158,037
第3項 職業能力開発費	1,862,074,000	1,669,088,478	5,400,000	187,585,522
第6款 産業費	48,685,269,000	46,965,023,314	500,480,000	1,219,765,686
第1項 産業政策費	33,885,228,000	33,535,343,644		349,884,356
第2項 産業振興費	2,450,108,000	1,543,219,059	500,480,000	406,408,941
第3項 商業・市場産業振興費	301,389,000	276,084,443		25,304,557
第4項 産業立地費	10,223,944,000	9,845,883,786		378,060,214
第5項 観光費	1,824,600,000	1,764,492,382		60,107,618
第7款 農林水産業費	125,141,589,000	88,336,760,175	35,751,766,000	1,053,062,825
第1項 農業総務費	4,463,208,000	3,873,773,001	457,540,000	131,894,999
第2項 地域農政推進費	7,538,324,000	6,882,740,974	380,709,000	274,874,026
第3項 農産園芸費	1,369,934,000	1,331,583,019	4,841,000	33,509,981
第4項 経営普及費	3,657,961,000	3,580,848,189	29,494,000	47,618,811
第5項 食品・流通費	392,298,000	383,576,643		8,721,357
第6項 畜産業費	1,023,706,000	983,540,225		40,165,775
第7項 水産業費	4,335,973,000	3,485,706,199	813,857,000	36,409,801
第8項 林業費	15,985,844,000	12,321,860,165	3,504,618,000	159,365,835
第9項 農地管理費	5,878,846,000	5,397,574,799	400,829,000	80,442,201
第10項 農地基盤整備費	78,926,868,000	48,717,026,603	29,973,504,000	236,337,397
第11項 農地計画費	1,568,627,000	1,378,530,358	186,374,000	3,722,642
第8款 土木費	210,195,685,000	151,474,598,516	57,826,318,000	894,768,484
第1項 土木管理費	11,136,252,000	10,667,532,181	345,038,000	123,681,819
第2項 道路橋りょう費	95,587,829,000	69,078,921,623	26,372,028,000	136,879,377
第3項 河川海岸費	46,414,019,000	30,076,479,386	16,059,312,000	278,227,614
第4項 砂防費	19,628,531,000	11,204,942,790	8,348,339,000	75,249,210
第5項 都市計画費	7,707,072,000	6,514,551,913	1,170,878,000	21,642,087
第6項 建築費	16,405,090,000	12,924,635,645	3,455,611,000	24,843,355
第7項 交通政策費	2,870,710,000	2,738,583,838	99,266,000	32,860,162
第8項 港湾振興費	460,123,000	395,956,872		64,166,128
第9項 港湾費	9,108,784,000	7,061,515,110	1,975,846,000	71,422,890
第10項 空港費	877,275,000	811,479,158		65,795,842
第9款 警察費	50,597,396,000	50,191,919,756	153,189,000	252,287,244
第1項 警察管理費	47,106,250,000	46,790,635,944	153,189,000	162,425,056
第2項 警察行政費	3,491,146,000	3,401,283,812		89,862,188
第10款 教育費	185,575,347,000	180,423,295,771	4,141,579,000	1,010,472,229
第1項 教育総務費	9,407,758,000	9,319,183,673	7,544,000	81,030,327
第2項 小中学校費	87,958,572,000	87,831,215,824		127,356,176
第3項 高等学校費	52,393,588,000	49,816,591,352	2,350,823,000	226,173,648
第4項 特別支援学校費	17,806,917,000	17,548,146,575	171,414,000	87,356,425
第5項 生涯学習推進費	3,780,242,000	1,959,744,964	1,542,220,000	278,277,036
第6項 文化行政費	1,300,317,000	1,181,094,640	46,016,000	73,206,360
第7項 保健体育費	1,738,777,000	1,643,743,285	23,562,000	71,471,715
第8項 私学教育振興費	9,846,489,000	9,792,654,237		53,834,763
第9項 大学費	1,342,687,000	1,330,921,221		11,765,779

第11款 災害復旧費	16,462,466,000	5,404,688,551	10,953,689,000	104,088,449
第1項 農林水産施設災害復旧費	2,980,443,000	746,440,452	2,229,943,000	4,059,548
第2項 土木施設災害復旧費	13,465,541,000	4,652,718,299	8,712,794,000	100,028,701
第3項 教育施設災害復旧費	16,482,000	5,529,800	10,952,000	200
第12款 県債費	297,299,583,000	297,299,571,218		11,782
第1項 県債費	297,299,583,000	297,299,571,218		11,782
第13款 諸支出金	138,311,687,000	138,302,245,918		9,441,082
第1項 公営企業貸付金	14,930,110,000	14,930,110,000		
第2項 雑支出	3,242,820,000	3,233,380,423		9,439,577
第3項 地方消費税清算金	55,015,598,000	55,015,597,407		593
第4項 利子割交付金	480,605,000	480,605,000		
第5項 配当割交付金	1,154,583,000	1,154,583,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,114,996,000	1,114,996,000		
第7項 分離課税所得割交付金	99,529,000	99,529,000		
第8項 県民税所得割臨時交付金	13,007,511,000	13,007,511,000		
第9項 地方消費税交付金	40,811,809,000	40,811,809,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	385,435,000	385,434,305		695
第11項 自動車取得税交付金	2,845,726,000	2,845,725,785		215
第12項 軽油引取税交付金	5,222,960,000	5,222,960,000		
第13項 利子割精算金	5,000	4,998		2
第14款 予備費	66,906,000			66,906,000
第1項 予備費	66,906,000			66,906,000
歳出合計	1,284,133,490,000	1,165,491,364,788	111,956,138,000	6,685,987,212

歳入歳出差引残額

33,217,116,652円

平成29年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	221,284,743,000	221,284,742,215	△ 785
第1項 繰入金	221,284,743,000	221,284,742,215	△ 785
歳入合計	221,284,743,000	221,284,742,215	△ 785

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	221,284,743,000	221,284,742,215		785
第1項 県債費	221,284,743,000	221,284,742,215		785
歳出合計	221,284,743,000	221,284,742,215		785

歳入歳出差引残額 0円

平成29年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	1,724,459,000	3,622,093,242	1,897,634,242
第1項 諸収入	668,937,000	1,208,222,124	539,285,124
第2項 繰越金	1,055,522,000	2,413,871,118	1,358,349,118
歳入合計	1,724,459,000	3,622,093,242	1,897,634,242

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	1,724,459,000	1,546,553,983		177,905,017
第1項 貸付事業費	1,055,522,000	877,617,039		177,904,961
第2項 貸付債権活用事業費	668,937,000	668,936,944		56
歳出合計	1,724,459,000	1,546,553,983		177,905,017

歳入歳出差引残額 2,075,539,259円

平成29年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	847,584,000	871,491,603	23,907,603
第1項 国庫支出金	8,134,000	8,134,052	52
第2項 財産収入	154,000	153,993	△ 7
第3項 寄附金			
第4項 繰入金	550,308,000	585,300,735	34,992,735
第5項 諸収入	84,829,000	84,783,208	△ 45,792
第6項 県債			
第7項 分担金及び負担金	186,538,000	175,499,524	△ 11,038,476
第8項 繰越金	17,621,000	17,620,091	△ 909
歳入合計	847,584,000	871,491,603	23,907,603

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	847,584,000	812,744,734		34,839,266
第1項 災害救助費	421,938,000	387,415,060		34,522,940
第2項 基金積立金	205,848,000	205,847,294		706
第3項 県債費	41,923,000	41,607,380		315,620
第4項 繰出金	177,875,000	177,875,000		
第2款 予備費				
歳出合計	847,584,000	812,744,734		34,839,266

歳入歳出差引残額 58,746,869円

平成29年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	370,180,000	415,055,119	44,875,119
第1項 繰入金	18,746,000	18,746,000	
第2項 諸収入	214,267,000	231,898,240	17,631,240
第3項 県債	35,525,000	35,525,000	
第4項 繰越金	101,642,000	128,885,879	27,243,879
歳入合計	370,180,000	415,055,119	44,875,119

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	370,180,000	313,174,433		57,005,567
第1項 貸付事業費	370,180,000	313,174,433		57,005,567
歳出合計	370,180,000	313,174,433		57,005,567

歳入歳出差引残額 101,880,686円

平成29年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	10,821,000	10,809,173	△ 11,827
第1項 財産収入	67,000	66,173	△ 827
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	10,743,000	10,743,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	10,821,000	10,809,173	△ 11,827

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	10,821,000	10,809,173		11,827
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	10,810,000	10,809,173		827
歳出合計	10,821,000	10,809,173		11,827

歳入歳出差引残額 0円

平成29年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	6,659,038,000	7,134,656,201	475,618,201
第1項 繰入金	64,249,000	64,249,000	
第2項 諸収入	6,091,233,000	6,163,467,535	72,234,535
第3項 県債	285,699,000	247,930,000	△ 37,769,000
第4項 繰越金	217,857,000	659,009,666	441,152,666
歳入合計	6,659,038,000	7,134,656,201	475,618,201

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	6,659,038,000	6,563,845,186		95,192,814
第1項 貸付事業費	485,807,000	409,574,259		76,232,741
第2項 県債費	5,937,142,000	5,924,094,644		13,047,356
第3項 繰出金	236,089,000	230,176,283		5,912,717
歳出合計	6,659,038,000	6,563,845,186		95,192,814

歳入歳出差引残額 570,811,015円

平成29年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,368,000	464,697,096	342,329,096
第1項 繰入金	194,000	194,000	
第2項 諸収入	70,000	29,288,322	29,218,322
第3項 繰越金	122,104,000	435,214,774	313,110,774
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	127,371,000	101,115,068	△ 26,255,932
第1項 諸収入	69,500,000	53,000,000	△ 16,500,000
第2項 県債	43,000,000	26,125,000	△ 16,875,000
第3項 繰越金	14,871,000	21,990,068	7,119,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	251,839,000	583,812,164	331,973,164

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,318,000	344,958		121,973,042
第1項 貸付事業費	122,318,000	344,958		121,973,042
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	112,500,000	78,750,000		33,750,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	52,250,000		33,750,000
第2項 県債費	26,500,000	26,500,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	251,839,000	79,094,958		172,744,042

歳入歳出差引残額

504,717,206円

平成29年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,106,000	335,981,002	254,875,002
第1項 繰入金	127,000	127,000	
第2項 諸収入	61,000	23,568,814	23,507,814
第3項 繰越金	80,918,000	312,285,188	231,367,188
歳入合計	81,106,000	335,981,002	254,875,002

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,056,000	2,992,962		78,063,038
第1項 貸付事業費	81,056,000	2,992,962		78,063,038
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	81,106,000	2,992,962		78,113,038

歳入歳出差引残額

332,988,040円

平成29年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	230,987,000	225,457,911	△ 5,529,089
第1項 国庫支出金	17,533,000	12,995,256	△ 4,537,744
第2項 財産収入	10,680,000	10,838,787	158,787
第3項 繰入金	92,754,000	92,754,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	110,020,000	108,869,868	△ 1,150,132
歳入合計	230,987,000	225,457,911	△ 5,529,089

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	229,987,000	208,076,197		21,910,803
第1項 事業費	140,013,000	118,102,723		21,910,277
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	230,987,000	208,076,197		22,910,803

歳入歳出差引残額 17,381,714円

平成29年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	321,383,000	321,382,074	△ 926
第1項 財産収入	319,468,000	319,467,074	△ 926
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
歳入合計	321,383,000	321,382,074	△ 926

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	321,383,000	321,382,074		926
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	319,468,000	319,467,074		926
歳出合計	321,383,000	321,382,074		926

歳入歳出差引残額 0円

平成29年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	13,521,636,000	11,466,697,943	△ 2,054,938,057
第1項 分担金及び負担金	4,797,181,000	4,797,598,699	417,699
第2項 使用料及び手数料	431,000	434,776	3,776
第3項 国庫支出金	3,590,591,000	1,984,643,704	△ 1,605,947,296
第4項 財産収入	1,005,000	985,511	△ 19,489
第5項 繰入金	1,922,664,000	1,922,664,000	
第6項 諸収入	196,473,000	197,254,835	781,835
第7項 県債	2,452,000,000	1,840,000,000	△ 612,000,000
第8項 繰越金	561,291,000	723,116,418	161,825,418
歳入合計	13,521,636,000	11,466,697,943	△ 2,054,938,057

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	13,445,656,000	10,565,532,802	2,790,773,000	89,350,198
第1項 管理費	3,478,538,000	3,397,600,601		80,937,399
第2項 建設費	6,797,474,000	3,998,290,744	2,790,773,000	8,410,256
第3項 県債費	3,167,540,000	3,167,538,697		1,303
第4項 災害復旧費	2,104,000	2,102,760		1,240
第2款 予備費	75,980,000			75,980,000
第1項 予備費	75,980,000			75,980,000
歳出合計	13,521,636,000	10,565,532,802	2,790,773,000	165,330,198

歳入歳出差引残額 901,165,141円

平成29年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	2,970,957,000	2,905,041,726	△ 65,915,274
第1項 使用料及び手数料	1,146,856,000	1,153,963,113	7,107,113
第2項 国庫支出金	19,300,000	19,300,000	
第3項 財産収入	170,260,000	166,299,080	△ 3,960,920
第4項 繰入金	373,925,000	373,925,000	
第5項 諸収入	198,902,000	200,840,849	1,938,849
第6項 県債	915,000,000	844,000,000	△ 71,000,000
第7項 繰越金	146,714,000	146,713,684	△ 316
歳入合計	2,970,957,000	2,905,041,726	△ 65,915,274

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	2,970,804,000	2,822,884,250	123,661,000	24,258,750
第1項 事業費	1,655,086,000	1,507,178,407	123,661,000	24,246,593
第2項 県債費	1,315,718,000	1,315,705,843		12,157
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	2,970,957,000	2,822,884,250	123,661,000	24,411,750

歳入歳出差引残額 82,157,476円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

審査の意見

平成29年度一般会計決算額は、歳入では、県税が減少したほか、県費負担教職員に係る給与負担の政令市移譲に伴う普通交付税の減少などもあり、前年度比3.5パーセント減の1兆1,987億848万円となり、歳出では、県費負担教職員に係る給与負担の政令市移譲などにより、前年度比3.6パーセント減の1兆1,654億9,136万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、13億5,430万円の黒字となり、実質単年度収支額も4億216万円の黒字となっている。

また、平成29年度における12の特別会計決算額は、県債管理特別会計の決算額が増加したことなどにより、歳入合計額では前年度比6.9パーセント増の2,491億7,722万円、歳出合計額では前年度比7.2パーセント増の2,445億3,183万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は96.4パーセントで前年度に比べ1.8ポイント増加し、実質公債費比率も14.9パーセントと前年度に比べ0.3ポイント増加しており、それぞれ悪化している。

県債残高は、2兆4,409億円で前年度比60億円増加しており、県民1人当たりの県債残高は108万4千円で前年度比1万2千円増加している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,606億円で前年度比181億円減少しており、県民1人当たりの県債残高は78万2千円で前年度比1千円減少している。

財政調整基金などの財源対策的基金残高は、11億円減少し487億円となっている。

国内経済の動向を見ると、景気は緩やかに回復しており、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、人手不足が及ぼす影響に留意する必要があるものの、持ち直している。

一方で、人口減少や高齢化、公共施設の老朽化など、喫緊の課題への対応が必要となっている中、県は財源対策的基金残高の減少などを踏まえ「新潟県財政運営計画」を改

訂し、本県の人口動態・歳入規模に見合った歳出構造への転換を進めていく必要があるとしたところである。

以上のことから、引き続き、県税などの歳入確保に努めるとともに、事業効果の検証を確実にし、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも留意しつつ、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

また、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

1 人口減少問題への対応

人口減少問題は、本県にとって喫緊かつ最大の課題である。

本県ではこれまで、人口問題対策会議での議論も踏まえ、自然減や社会減を抑制するための様々な取組を進めてきたところであるが、人口減少に歯止めがかかっていない現状にある。

人口減少問題への対応については、これまでの自然減対策や社会減対策の進捗管理、効果検証及び事業見直しを進めるとともに、活力ある新潟県の実現に向けて、多様な雇用の場の創出や産業の高付加価値化による所得水準の向上に、より一層取り組むなど、本県が総合的に魅力ある、人々に選ばれる地として、持続的に発展していけるよう、地域の総力を挙げて取り組む必要がある。

今後の取組に当たっては、県民と危機感を共有し、国、市町村、企業、関係機関・団体との連携・協働を強化しながら、県政のあらゆる分野での取組を総動員して対応されたい。

2 子どもが安全で安心できる環境づくり

平成29年度の児童虐待相談対応件数は全県で2,000件を超えており、また、いじめを背景とした重大事案が発生するなど、子どもの心や身体を脅かす事態が後を絶たない。子どもが安全で安心できる環境づくりに向け、関係機関との連携強化や県民への意識啓発の推進、相談支援体制の充実など、児童虐待及びいじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応に努められたい。

特に、児童虐待については、児童相談所や児童養護施設において、子ども一人一人の状態に合わせた対応ができるよう環境整備に努めるとともに、適切な人員体制について十分に検討されたい。

3 公共施設等の老朽化への対応

道路・橋梁等に代表される各種インフラ施設及び県立学校・庁舎等の公共施設の老朽化への対応が必要となってきた。適切な維持管理が行われなければ、機能不全や後年度負担の増大により県民生活に多大な影響を及ぼす懸念や、事故や災害を引き起こすおそれがあることから、喫緊の課題として取り組む必要がある。

公共施設等を効率的かつ適切に維持していくためには、トータルコストの観点からも、施設全体の長寿命化を図る予防保全的管理が重要であるとともに、未利用財産の売却等により、公共施設等の保有総量の適正化を進めるなど、効果的、効率的な施設管理に努められたい。

4 交通インフラと地域資源の更なる利活用による交流人口の拡大

本県は、新幹線、高速道路、拠点空港、国際拠点港湾等の優れた交通インフラに加え、豊かな自然や食、温泉や歴史、文化等の多様な地域資源を有しており、これらを活用しながら、交流人口の拡大の取組を進めている。

一方で、本県を訪れる旅行者の観光地満足度では、「大変満足」の割合が伸びていないほか、外国人宿泊者数も近隣県に比べて伸び悩んでおり、交通インフラや様々な観光コンテンツを必ずしも活用しきれていない状況にある。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックも見据え、本県の交通インフラを最大限に活用しながら、更なる交流人口の拡大に向けて、隣接各県、市町村、関係団体と連携し、国内外への誘客宣伝活動、旅行者のニーズに応じた観光情報の発信、コンベンション誘致、外国人旅行者受入体制整備等の取組を強化されたい。

5 地域産業を支える後継者や担い手の確保

ものづくり・サービス、農林水産、建設等、本県産業の幅広い分野で後継者や担い手の不足が深刻化している。就業者数が減少していく状況が続くと、地域産業を支える後継者や担い手の不足により、本県の経済活動の維持や持続的な発展に影響を及ぼすことも懸念される。

本県では、地域産業の後継者や担い手の確保に向けて、事業引継ぎ支援センターによる事業承継の支援、農業における経営基盤強化の支援、建設産業における持続的な経営への支援等の取組を推進している。

活力ある新潟県の実現を目指し、関係機関・団体などと連携しながら、地域産業が持続的に発展できるよう、今後も引き続き、このような取組を一層強化されたい。

なお、こうした行財政運営を適切に進めるに当たっては、問題発生の未然防止などに向けた実効性のある内部統制の構築に取り組むとともに、職員の長時間勤務の解消、仕事のやり方の抜本的な見直し、風通しのよい職場環境づくりなどの働き方改革を推進されたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品・個人情報の管理及び交通事故防止等に関して是正、改善などを求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月28日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
頭腹部用 X線透視診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部基幹病院整備室
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成30年12月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
丸文通商株式会社
石川県金沢市松島一丁目40番地
- 7 落札価格
83,700,000円
- 8 入札公告日
平成30年10月30日
- 9 落札方法
最低価格

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成28年の海面漁業生産量は31万トン、生産額は120億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体(平成25年)となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

(9) なお、本県におけるくろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月から平成31年3月	—
まあじ	平成30年1月から平成30年12月	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月	若干
ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月	424トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月から平成32年3月	(注)
まあじ	平成31年1月から平成31年12月	若干
まいわし	平成31年1月から平成31年12月	若干
まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月	(注)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月	(注)
ずわいがに	平成31年7月から平成32年6月	(注)

※ すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかにかの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成31年9月1日から平成31年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
---------------------	-------	----	----	---------------

まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成31年9月1日から平成31年10月31日まで	1,843
------	---	---	--------------------------	-------

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月28日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 検査科(生理検査室)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれら

の者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院 経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年1月18日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年1月25日(金)午前10時30分
新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放射線業務管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月28日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射線業務管理システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 放射線科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年1月18日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年1月25日(金)午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡業務支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月28日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡業務支援システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 内視鏡室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年1月18日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年1月25日(金)午前11時30分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月28日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 調達物品及び数量

全身用X線CT診断装置 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立吉田病院経営課

新潟県燕市吉田大保町32番14号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成30年12月12日

6 落札者の氏名及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社 新潟支店

新潟県新潟市中央区上大川前通一番町154番

7 落札価格

61,484,400円

8 入札公告日

平成30年11月2日

9 落札方式

最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月28日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 調達件名及び数量
新潟県立加茂病院移転業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県立加茂病院経営課
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成30年11月2日
- 6 落札者の氏名及び住所
日本通運株式会社 中越支店
新潟県長岡市要町1丁目4番地44号
- 7 落札価格
19,409,760円
- 8 入札公告日
平成30年9月21日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県政記念館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2
新潟県政記念館運営グループ
（株式会社新潟ビルサービス）
（新潟市上古町商店街振興組合）
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成30年12月21日

◎新潟県教育委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県埋蔵文化財センター

- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市秋葉区金津93番地1
公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成30年12月21日

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

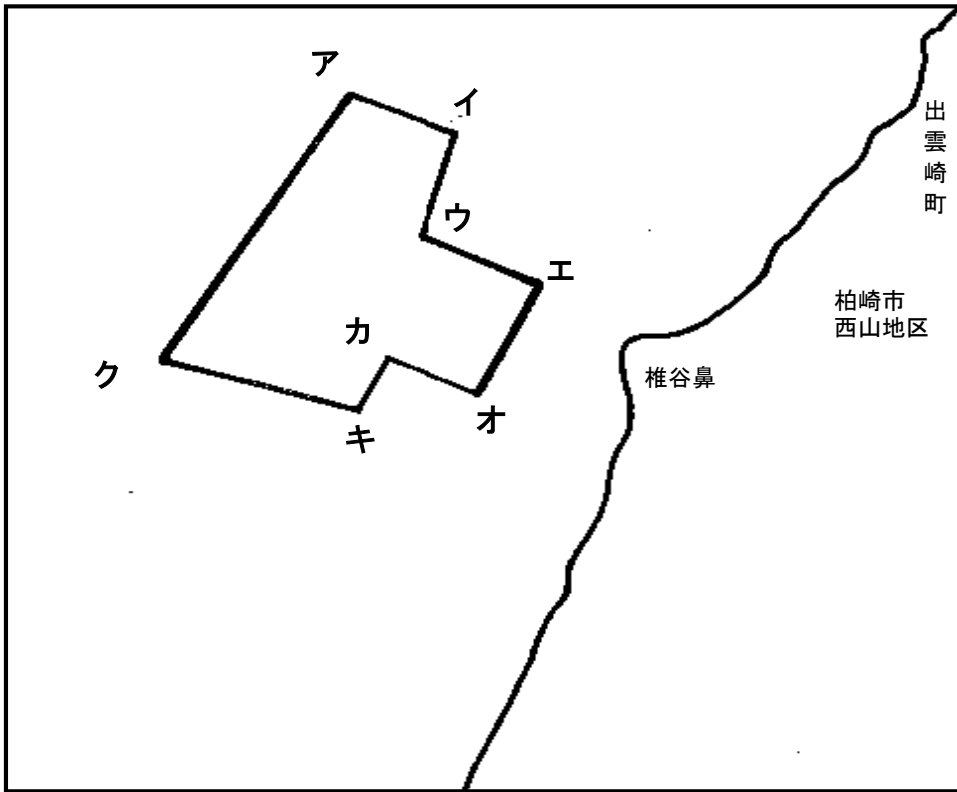
漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

平成30年12月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

- 1 禁止海域
次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
点ア 北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点
点イ 北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点
点ウ 北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点
点エ 北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点
点オ 北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点
点カ 北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点
点キ 北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点
点ク 北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点
- 2 禁止期間
平成31年1月1日から平成32年12月31日まで
出雲崎地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域図



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成31年1月1日から平成31年12月31日までとする。

平成30年12月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく平成31年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく平成31年目標増殖量を次のとおり定めた。

平成30年12月28日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 大塚 修

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	270kg	大川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	3,400尾	
		や ま め	放 流	3,400尾	
		もくずがに	放 流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	170kg	勝木川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	2,600尾	
		や ま め	放 流	2,600尾	

内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます わかさぎ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 人工ふ化放流	2,220kg 90kg 90kg 140㎡ 46,100尾 46,100尾 737,600尾 9,220種	三面川
内共第4号	荒川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うなぎ かじか かじか いわな やまめ さくらます もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	1,520kg 280kg 140kg 130㎡ 20kg 170㎡ 42,200尾 8,400尾 13,100尾 390,300尾 90kg	荒川
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい かじか かじか にじます いわな やまめ さくらます	放流 放流 放流 産卵場造成 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	160kg 30kg 10kg 70㎡ 70㎡ 2,100尾 110kg 15,000尾 22,600尾 100,000尾	胎内川
内共第6号	加治川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	600kg 160kg 170kg 100㎡ 10,000尾 15,000尾 241,400尾	加治川
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 270kg	福島潟ほか コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	1,180kg — 350kg 20㎡ 280kg 22,300尾 24,300尾 4,300尾	阿賀野川 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。

		もくずがに	放 流	90kg	
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こ い ふ な	放 流 放 流	— 70kg	鳥屋野潟 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な	放 流 放 流	10kg 10kg	御手洗潟
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な う なぎ	放 流 放 流 放 流	130kg 100kg 10kg	佐潟ほか
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐい う ぐい う なぎ か じか か じか に じます い わな や まめ もくずがに	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流 放 流	7,460kg 3,240kg 2,630kg 560㎡ 210千瓩 170kg 30㎡ 79,790尾 240kg 223,000尾 186,900尾 80kg	信濃川ほか
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こ い ふ な う ぐい わかさぎ に じます い わな や まめ	放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 放 流 放 流	110kg 80kg 40㎡ 13,200千瓩 770kg 19,500尾 23,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合	こ い ふ な う ぐい わかさぎ い わな や まめ	放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 放 流	360kg 80kg 40㎡ 1,463千瓩 84,500尾 61,500尾	只見川
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐい	放 流 放 流 放 流 産卵場造成	20kg 10kg 10kg 20㎡	鯖石川
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐい い わな や まめ	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 放 流 放 流	70kg 10kg 10kg 20㎡ 1,600尾 2,500尾	鵜川
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な	放 流 放 流 放 流	320kg 40kg 40kg	関川

		うぐい にじます いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	30㎡ 140kg 3,000尾 3,000尾	
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	うぐい にじます いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	30㎡ 30kg 3,000尾 1,000尾	関川上流 (県境部)
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ うぐい かじか	放流 産卵場造成 放流	80kg 50㎡ 1,000尾	桑取川
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 120㎡ 4,100尾 10,600尾 10,600尾	能生川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140㎡ 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾	早川
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140㎡ 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾	海川
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	540kg 180㎡ 2,700尾 140kg 27,000尾 23,400尾	姫川
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流	120kg 30㎡ 4,900尾 8,100尾	羽茂川
	合計	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ わかさぎ かじか かじか にじます いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 人工ふ化放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	15,420kg 4,470kg 4,060kg 2,040㎡ 210千粒 200kg 23,883千粒 270㎡ 141,590尾 1,990kg 511,900尾 474,200尾	

	さくらます	放	流	1,469,300尾	
	もくずがに	放	流	280kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こ い	放 流	810kg	信濃川
		ふ な	放 流	440kg	
		もくずがに	放 流	80kg	
	加茂川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	170kg	加茂川
		こ い	放 流	100kg	
		ふ な	放 流	320kg	
		う ぐ い	産卵場造成	190㎡	
		い わ な	放 流	2,200尾	
		や ま め	放 流	3,100尾	
		か じ か	産卵場造成	30㎡	
	五十嵐川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	190kg	五十嵐川
		こ い	放 流	10kg	
		う ぐ い	人工ふ化放流	170千粒	
		か じ か	放 流	900尾	
		い わ な	放 流	1,000尾	
	刈谷田川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	10kg	刈谷田川
		こ い	放 流	50kg	
		ふ な	放 流	10kg	
う ぐ い		産卵場造成	50㎡		
に じ ま す		放 流	30kg		
い わ な		放 流	9,000尾		
魚沼漁業協同組合	あ ゆ	放 流	6,870kg	魚野川	
	こ い	放 流	2,200kg		
	ふ な	放 流	1,800kg		
	う ぐ い	産卵場造成	310㎡		
	う な ぎ	放 流	160kg		
	か じ か	放 流	74,400尾		
	に じ ま す	放 流	130kg		
	い わ な	放 流	190,200尾		
中魚沼漁業協同組合	あ ゆ	放 流	220kg	清津川	
	こ い	放 流	70kg		
	ふ な	放 流	60kg		
	う ぐ い	産卵場造成	10㎡		
	う ぐ い	人工ふ化放流	40千粒		
	う な ぎ	放 流	10kg		
	か じ か	放 流	4,300尾		
	に じ ま す	放 流	80kg		
	い わ な	放 流	20,600尾		
や ま め	放 流	28,900尾			

計	あゆ	放流	7,460kg
	こい	放流	3,240kg
	ふな	放流	2,630kg
	うぐい	産卵場造成	560㎡
	うぐい	人工ふ化放流	210千粒
	うなぎ	放流	170kg
	かじか	産卵場造成	30㎡
	かじか	放流	79,790尾
	にじます	放流	240kg
	いわな	放流	223,000尾
やまめ	放流	186,900尾	
もくずがに	放流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	110kg	只見川
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		いわな	放流	19,500尾	
	やまめ	放流	19,500尾		
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放流	65,000尾	
伊北地区非出資漁業協同組合	やまめ	放流	42,000尾		
計		こい	放流	360kg	
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		いわな	放流	84,500尾	
		やまめ	放流	61,500尾	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第153号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、平成31年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成30年12月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第1回	4月15日（月）から4月19日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	2月28日（木）から3月13日（水）までの間
	第2回	7月8日（月）から7月12日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	5月16日（木）から5月29日（水）までの間
	第3回	11月11日（月）から11月15日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	9月5日（木）から9月18日（水）までの間

技能検定員審査（大型）	第1回	5月20日（月）から5月24日（金）	3月22日（金）から4月4日
技能検定員審査（中型）		までの5日間	（木）までの間
技能検定員審査（準中型）		（午前9時から午後5時まで）	
技能検定員審査（大特）	第2回	9月30日（月）から10月4日（金）	7月18日（木）から7月31日
技能検定員審査（大自二）		までの5日間	（水）までの間
技能検定員審査（普自二）		（午前9時から午後5時まで）	
技能検定員審査（ ^{けん} 引）			

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準^{びん}中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
 - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 - オ 技能検定の実施に関する知識（論文）
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）
- (2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第154号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、平成31年中の教

習指導員審査を次のとおり行う。

平成30年12月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間	
教習指導員審査(普通)	第1回	3月4日(月)から3月8日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	1月24日(木)から2月6日(水)までの間	
教習指導員審査(大型二種)		第2回	6月24日(月)から6月28日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	4月22日(月)から5月8日(水)までの間
教習指導員審査(中型二種)			10月23日(水)から10月25日(金)までの3日間 (午前9時から午後5時まで)	8月22日(木)から9月4日(水)までの間
教習指導員審査(普通二種)	第3回	5月13日(月)から5月17日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	3月22日(金)から4月4日(木)までの間	
教習指導員審査(大型)	第1回	9月24日(火)から9月27日(金)までの4日間 (午前9時から午後5時まで)	7月18日(木)から7月31日(水)までの間	
教習指導員審査(中型)		第2回	教習指導員審査(準中型)	
教習指導員審査(大特)				
教習指導員審査(大自二)				
教習指導員審査(普自二)				
教習指導員審査(けん引)				

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(教習指導員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること(教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(けん引)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能(面接)
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識(論文)
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識(論文)
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識(論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識(論文)

5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256